

李朝における僧徒の貢納請負

——世宗末・文宗朝を中心として——

田川孝三

- 一 はしがき
- 二 世宗の崇佛と津寬寺幹事僧
- 三 佛教の振興と僧徒の貢納請負活動
- 四 僧徒の活動に對する政府の抑制策
- 五 政治社會情勢と財政
- 六 都廳と僧徒の活動
- 七 むすび

一、はしがき

李朝初期における貢賦上納の請負は、麗末以來の慣行というだけでなく、經濟六典にも收録されて國家の公然と認むる所であつた。その請負の當事者は貢物公課の直接負擔者たる庶民と請負人ではなく、守令と請負人という形でなされたものであり、しかもその報酬代價は貢物原價の數倍となつて負擔者の双肩にかえり、彼等にとつては、二重の收奪となつた。この爲太宗九年(1409A. D.)には、請負人に身分的制限を附して兩班士族及び僧徒には、これが禁制を施行した。由來、この貢納請負は貢納制における不産・難備物資の分定賦課という矛盾に基づくものであるから、その禁制は貢納制を維持運營する限りにおいては、到底その實効は期せらるべくもない所であつた。世宗五年(1423A. D.)以降の請負活動は上記貢納制の維持運營の爲、特にこれを認めたものであるけれども、そこには、當事者の身分的制約の外に、更に、二つの制限が加え

られた。一は、貢物物資の制限で、生活資材として廣く且つ重要な燃料たる木炭・薪及び木材のみが許された。二には地域的制限で、京畿・黃海・忠清道の三道に限られたのである。

法的に禁約された貴族官僚及び緣化僧以外の農工商庶民中、一般農民には上納を請負うだけの資力なく、従つて彼等が活動した形迹をみないのは當然であろう。工匠は當時は又商人でもあつたから稀れにその活動が見られるけれど一般商賈は恐らく京城・開城市廬商人のそれには比すべくもなかつた。然しこれら商賈にもまして主役として文獻的に見られるものは、上掲物資の收納官衙に奉仕する僧徒の活躍であつた。これ等の問題については、先に述べて來た所であるが、果然世宗三十一年(1494A. D.)より世祖一代に及ぶ間は、この各司幹事僧にもまして諸寺僧徒のはなばなしい活動が舞臺の表面に現われてくる。しかも世祖即位に至るまでの七年間は、殆どその獨占的傾向さえ示している。このことは、單に社會的經濟的原因のみでなく、強い政治的背景の存したことが注目される。即ち世宗の末年、從前の施政に反して、佛教に對する篤い信仰と、寺院僧侶に對する強力な保護政策の現われでもあり、又それは強固な王權の側面を示すものでもあつたと思われる。本稿ではその經緯と、併せて政治的及び社會經濟上の背景を考えてみたい。

二、世宗の崇佛と津寬寺幹事僧

西紀一四一九年より一四五〇年に至る世宗三十二年間は、父太宗十八年治政のあとをうけ、制度・文物共に一應の整備を見、王權もまた一段の強化安定を示した時代であつた。始め王は、太宗の志をついで儒教立國の政教を確立し、朝臣の獻策を容れてその闢佛の施政を斷行した。即ち寺社を滅じ、寺田・奴婢を革めて公に屬し、七宗を合して禪・教二宗とし、王城内には、禪宗興天寺・教宗興德寺のみを残して他は悉く撤廢して公解に充て、僧徒の恣に王城内に出入するを禁じたこと等、

すべて劃期的な措置に出でたものであつた。

然るに、王はその晩年には篤く佛教に歸依信奉し、曩の施策は全く無視放擲し去つて顧みざるに至り、その佛教に對する態度は豹變してむしろ狂信的なものさえ感ぜられる。時に太宗の第二子、世宗の兄孝寧大君補は宗室の長として重きをなしたが、深く佛法に歸依し、また太宗の後宮・懿嬪權氏は剃髮して尼となり、王室の内外は夙に崇佛の風牢固たるものがあつた。王が崇佛の漸は、既にその十八年六月、太祖・太宗の遺志を繼述體行すると稱して、興天寺舍利閣の改修を行つたことに見ることが出来る。興天寺は太祖六年、神德王后の追福の爲、その瑩域の東に勅建したものであつた⁽¹⁾。ついで海印寺に、大藏經の印成を命じて、二十二年これを本寺に奉安し、二十四年三月大慶讚會を設行した。その啓疏文には、「菩薩戒弟子朝鮮國王」と署して印押し、その期五日に亘り、供饋の僧一萬八百十九に上つた。しかも特にこの前後十日は無度牒僧を禁ずること勿らしめたという⁽²⁾。更に、のち二十六年十二月八日、第五子廣平大君璵、二十七年正月十六日には第七子平原大君琳、また二十八年三月廿四日には王妃昭憲王后沈氏が相繼いで薨去した。廣平・平原兩大君の死は僅か月余をへだて、王の悲愁はまことに深いものがあつた。平原の死後二日、内禪を議せしめようとしたのも、この相つぐ不幸の悲歎にくれた餘りのことであつたのであろう。この三年に亘る不幸は王の佛教歸依をより一層深からしめた重大な機縁となつたに相違ない。王を圍繞する宗室の長孝寧大君を始め、更に王の二子首陽大君瑀（世祖）・安平大君瑑等孰れも深く佛教を奉じた。王が僧信眉・弘濬等を知り、厚く師事したのもこの時からであり、首陽・安平兩王子をして親しく經律を受けて入啓せしめ、以て聽聞したという。信眉は僧行乎の門徒⁽⁵⁾、忠清道永同の人金訓の子、金守溫の兄である。二十九年王后の薨去後始めて彼を信寵し、殊にその三十二年正月、不豫を以て興仁門（東大門）外、孝寧大君第に移御の後は専ら祈禱を行い、信眉を寢内に迎えて、優待歸依したという⁽⁶⁾。文宗・世祖孰れも彼を待つに師禮を以てした。世祖朝には特に經典の翻譯刊行の業に参加し、その功

また尠からざるものがあつた。文宗即位の直後、世宗の遺命を以て、判禪・教宗事とし、禪教宗都摠攝密傳正法悲智雙運裕國利世圓融無礙慧覺尊者の稱號を與へている⁷。即ち僧として最高の地位・稱號を附與せられたものであつた。また弘濟はその傳を詳かにしないが、李能和氏によれば弘俊、或は俊和尚とも同一人で、經律の造詣最も深く、涵虛堂得通の門人であつた⁸といふ。

世宗はこの年五月、王妃追薦のため、誠寧大君種の第に法華經・阿彌陀經等諸經を金泥丹砂を以て轉寫し、首陽・安平兩大君・仁順府院君鄭孝康をして董督せしめ、十月には京畿高陽郡大慈菴に轉經會を設行した⁹。蓋し同寺は太宗の第四子誠寧大君種の墳菴として王の命によつて創建され、更に世宗三年、先妣元敬王后（太宗妃）の冥福の爲に涵虛堂得通を請じて法華會を修した¹⁰由緒によるものである。また王自ら著名な月印千江之曲を纂述したのもこの時である。即ち首陽大君に命じて梁の釋僧祐の釋迦譜、唐終南山の釋道宣の釋迦氏譜、その他勝鬘經・法華經・藥師瑠璃光如來本願功德經等によつて釋迦の事蹟をのべた釋譜詳説を撰進せしめた。月印千江之曲はこの詳説を覽て製した讚頌の歌詞で、兩者は夫々刊行頒賜された。後この二書は世祖即位後更に修正を加え、兩者を併録してその四年に刊行された。所謂月印釋譜である¹¹。ついで三十年七月には政府諸臣の熾烈な反對を斥け、景福宮文照殿の傍らに内佛堂を再建し、さきに安平大君の監鑄した黃金佛三體を奉安し、十二月にはその慶讚會を催した¹²。内佛堂は又内願堂とも稱し、太宗朝、昌德宮文照殿の傍にあつた。後世宗十四年十月、太祖・太宗の神位を、景福宮に新建した原廟に移し、改めてこの原廟を文照殿と號したが、この時内佛堂を撤し、爾來そのまゝ廢されていたものである。

以上二十八年以來相つぐ王室の佛事經營は、之に反對する朝議を沸騰せしめたが、以來寺院僧徒に對する王室の庇護は益と篤きを加えた。内佛堂の建立には、世宗は寧ろ王位を賭したものであつたと云つても過言ではない。これより後、王の佛

教尊崇は一轉して寺院の修葺造營の業に展開した。その端緒は實に津寛寺水陸社の改修である。本寺は漢城三角山にあり、前朝以來の名刹として知られたが、ことにその水陸社は、太祖六年、王氏追善の爲に建立し、太祖・太宗共に屢々臨幸した。世宗初年には禪宗に屬し田二百五十結、居僧七十人を擁した由緒ある寺院であつた。この水陸社の改修は、僧信眉・坦珠に謀り、愈々その施行が決定した。その完成は文宗元年五月で、更に引つづいて津寛寺の重修が續行された。さきに内佛堂の建立は、王室内の佛事として、特に議政府左參贊鄭萃・兵曹判書兼繕工監提調閔伸に命じて提調使とし、副録事李命敏、金兩歌等をして督役せしめ、役夫には禁軍たる防牌を使役した。閔伸は繕工監提調ではあつたが、繕工監をして掌役せしめたのではなく、全く別個に土木を掌務せしめたもので、世にこれを都廳と稱した。その費は内帑及び政府資財を以て充當したのであろう。水陸社の改修も、都廳をして擔當せしめたが、その經費は流石に世宗と雖も、公然政府財政を以てこれにあてたことを憚つたものと思われ、従前の通例によつて僧徒の經營に委ねた。この時その幹事僧に擧げられたのは僧覺頓なるもので、鄭萃の推薦する所であつた。覺頓は信眉の門弟で、苾芻と號した。その傳を詳にしないが、専ら勸縁を以て業とし、著名な朝鮮第一次の華嚴經開板は實に彼の主幹によつたものである。その功によつてであらう。京畿道廣州青龍山清溪寺菴主となり、作役董治を能くするの故を以て、この任に選らばれたという。造修なるの後、津寛寺住持に任せられてゐる。この重修に注目すべきことは、その費用に特に典農寺の米四百石・綿布二百匹を幹事僧に支給し、州縣の貢物上納請負の權を與えたことである。従前佛寺造修費捻出のため、緣化僧等が貢納請負を私になすものがあり、且又太宗以來痛禁せられたことは、かつて述べた如くであるが、政府が公然これを認めてその權を附與したことは、この時が始めてである。その請負上納を許された貢物は、初め全羅道及び黃海道(14)の田稅紙と草苳であつた。田稅紙とは即ち田稅作紙で京倉における入倉手數料として徴されたもので、附加稅の性質を有したものである。(15)

夫津寬水陸社造成、乃世宗爲祖宗之事、不可廢也、其所需之費、乃以幹事僧、代納全羅黃海等草苧、收其價而用之、實欲無弊於國家

とあり、更にまた

今津寬寺代納全羅黃海道紙苧⁽²¹⁾

とある。その上納請負は上述の如く、世宗の裁許に出づる所であり、王室の厚い庇護が加えられた。覺頓等關係僧徒が、これに乗じて内外に權勢を恣にし、暴威を逞くしたことは想像に難くない。果して世宗三十二年閏正月、全羅道各官の貢納請負に關し、羅州等三十余官の守令が一齊に謹責罷職される事件が起つてゐる。初め覺頓は全羅道諸官の草苧を代納しようとして、その地に赴いたが、羅州等三十余官の守令は覺頓の言に従わず、他の者をして代納せしめた。この爲、覺頓は空しく歸京して安平大君に訴え、王の激怒に觸れたのによる。⁽²²⁾ 既に此の道の草苧代納を公許されている以上、守令等がそれに従わなかつたのはまことに不審である。覺頓個人に對する反抗に出でたものか、或は王室の崇佛に反對した朝臣儒生の風潮に參加して、反抗の態度に出でたものか、その事情は判明しない。ともあれ、このように一道三十餘の守令が一時に罷職されたことは空前の事件であり、一世を衝動するに足るものであつた。全羅道のみならず、同様な事件は、更にまた黃海道延安等の諸官に於いても見られた。⁽²³⁾ 彼が世宗三十二年正月における全羅道の代納價は田稅紙・草苧價米併せて一一五〇石⁽²⁴⁾であつたという。黃海道の方は詳でなく、恐らくこれより下廻るものであろうが、初め政府より支給された資本は忽ちにして數倍の收益を擧げている。彼が王室の庇護を藉つて極めて横恣暴威を逞しくしたことは、強ち史官の斥佛思想の感情的筆致のみによるものではなく、多分に實情を反映するものであろう。

覺頓往來諸道、作弊甚鉅、其在全羅、擅拔人吏、凡出入必使人喝道、如奉使朝官、守令皆畏縮、以至監司亦設宴慰之、

又常出入承政院、院視朝士、其詣諸司、必賜坐禮貌、⁽²⁵⁾

とも記されている、しかも全羅・黃海道守令罷職事件の後には、その矯恣は更に一段の威を加えたというから、その代納價の徵收は恣意苛酷を極めたであろうことは容易に推察されよう。

草屯一番、計除田租一斗、而今取償過一石、他物類此

即ち草屯一番の價格は通例田租一斗に準じていたものを、十五倍の一石を徵している。⁽²⁶⁾ その上納請負も草屯・田稅紙に止まらず、油蜜その他の雜貢にも及び、油蜜の如きも、一斗の貢に對して米百斗を徵したという。⁽²⁷⁾ また地域も上記二道のみでなく、文宗即位後には慶尙道貢布輸送の權をも與えられて、⁽²⁸⁾ その代價を徵して收益の増加が圖られた。この貢布輸送については、世宗實錄地理志慶尙道條に

道内貢賦、各以附近、分輸于金海佛巖倉・昌原馬山倉・泗川通洋倉、沿于海、歷全羅・忠清海路、達于京、水路險惡、每

致敗沒、太宗三年甲申、廢漕船、各令田夫、直納于忠清道忠州慶源倉、其中洛東江之下流沿江各官 金海・昌原・密陽・梁山・咸安・草溪・昌寧・漆原・

鎮海・立三價之稅 謂船價・人募人載船 給船價・ 沂至尙州、陸輸過聞慶草帖 給人馬價 納慶源倉、以站船達于京

とある。以上は慶尙道貢稅輸送の概要を記したに止まるが、尙、慶尙道地理志は詳しく日程をも記し、洛東江水運の官に更に靈山を加えて居る。また慶尙道續撰地理志は、上記洛東沿江各官中、梁山・草溪・靈山・昌寧は水運をやめて陸運としてある。續撰地理志の撰進は睿宗元年であるから、恐らく世祖朝の改革によるものであろう。とまれ上述引用によつてわかるように慶尙道貢賦は太宗三年漕運を廢してより、洛東沿江各官その水運を利用し沂江して尙州に至り、又他の各官と同じく陸路を聞慶の烏嶺（草站）或は豐基の竹嶺を越えて北路を忠州に降り、その慶源倉（世祖朝には可興倉に改む）に納め、更に漢江の流を利用して漢城龍山に達したのである。従つて慶尙道の貢稅輸送には人力を意味する脚價及び船・馬の僱用の賃金

を要し、これを三價と稱した。これは後には一種の附加税として土地に賦課するに至つたが、當時はその輸送價は道里の遠近を量つて定めたものであつた。しかもその輸送價は可成の高額に上つた爲に、地方州縣中には、その收利を喜び求めて輸送を擔當するものもあつたのである。恐らく州縣各官は、民を募つて輸送を引受け、その代價を受けんことを圖つたのであろう。

慶尙道稅布、輸轉之價、厥初量其道里遠近、以定多寡、使輸布者、得食其米、今割其半、以與幹事、若曰初定價數過優、州縣利之、干請或行、雖割其半、亦足相當、而其價之多寡、不與於民、比之代納、尤爲無弊、是大不然、其價既寡、則必無應募者、應募者既無、則其轉輸之勞、必歸於民矣、國家若知取價之過重、宜量減以與民、以杼其力、今乃無故而取其半、既徵其價、又役其力、是何理耶、代納雖甚害民、猶用其力、坐取輸價、實爲無名、取之既以無名、又用之於無益之事、而猶云無弊可乎²⁹

これは、津寬寺幹事僧に代納を許可するに比して慶尙道の稅布輸送價を與うることの民弊少しという論議に對する司憲府の反論である。即ち州縣各官が請負擔當していた輸送の權限を幹事僧に與えたのである。しかも幹事僧は自らその輸送に當つたのではなく、従前通り人民を募り、或は使役して、その利益を坐し乍ら收めることを許したのである。このようにして全羅道・忠清道の田稅紙・草苧の代納權、慶尙道貢稅輸送權を與えて、津寬寺水陸社重修費に充當したが、その工事の擴張の爲、その費用はこれ等の收入のみでは猶不足であつたのであろう。更に文宗元年三月以後には、從來別瓦窰・歸厚所・校書館に公認されていた薪・木材代納の權をも回收して津寬寺幹事僧に附與して³⁰いる。

以上世宗晩年における崇佛の傾向と、津寬寺水陸社重修に當つて、その費用支辨の爲に廣範な貢稅代納權が附與された經緯をのべて來た。さきに、世宗五年以降、京畿・黃海・忠清三道の木炭・薪木・木材の代納が公認³¹された。けれども、官

人・士族及び縁化僧に對する禁制は廢止されたのではない。⁽³¹⁾津寛寺幹事僧への代納公許はこの禁制を冒すのみならず、その貢物は從來公認されていない田稅紙・草苧にあつた。これは強力な王權による特命に出でたものであること、上述の經緯によつて自づから明らかであろう。しかもその特權は、漸次從來の國制を無視して擴大されて行く趨勢を示している。これが當時の社會に與えた影響は極めて重大なものがあつたことはいうまでもない。

註

(1) 新增東國輿地勝覽卷三、漢城。權近、陽村集卷一二、貞陵顯堂曹溪宗本寺興天寺造成記

京城府史(昭和九年京城府編)上、二一〇—二二五頁

(2) 世宗實錄卷九五、二十四年三月乙酉

(3) 同上卷一〇七、二十七年正月壬辰

(4) 同上卷一二一、三十年八月戊午、上晚年以病、不得與大臣接見、而廣平・平原二大君連逝、昭憲王后又薨、聖心無聊、於是首陽大君・安平大君、惑於邪說、先意啓迪、置佛堂於宮禁之傍、一國臣僚莫不極諫、而尚不回天、以累聖德、此實兩大君啓迪之過也、

卷一二七、三十二年正月甲午參照

(5) 行乎については高橋亨博士著、李朝佛教一四八頁

(6) 世宗實錄卷一二七、三十二年正月壬寅。文宗實錄卷一、即位年三月己卯・卷二・七月辛亥・丁巳

(7) 文宗實錄卷一、即位年三月己卯、卷二、七月戊申、この稱號は、前例なく、又不當なものとして朝臣の猛烈な反對あり、已むなく八月改めて大曹溪禪教宗都總攝密傳正法承揚祖道體用一

如悲智雙運度生利物圓融無碍惠覺宗師の號を與えた。然し、天順丁丑二年六月の印大藏經五十件金守溫跋及び御牒附五臺山上院寺重創勸善文等には慧覺尊者と記している。恐らく世祖朝に於んで初めの稱號に復したものであろう。

(8) 李能和氏著、朝鮮佛教通史上編、三九五—三九六頁

(9) 世宗實錄卷一一一、二十八年三月癸巳・乙未、卷一二二、四月庚子・五月乙酉・甲午。東文選卷一〇三、姜碩德諸經跋尾

(10) 太宗實錄卷三五、十八年二月壬辰、四月甲申、世宗實錄卷一三、三年九月甲子、卷二四、六年四月庚戌。新增東國輿地勝覽卷一一、高陽。李能和前掲上編三八七頁

(11) 今西龍博士、月印千江之曲と釋譜詳節に就きて(朝鮮一八五號)江田俊雄氏、月印千江之曲・釋譜詳節及び月印釋譜について(朝鮮二五五號)

(12) 世宗實錄卷一二一、三十年七月辛丑・壬寅・八月戊午、丁巳、卷一二二、十一月癸卯・丁未、戊申・十二月丁巳、慵齋叢話卷七

(13) 同上卷一二一、三十年八月丁巳、移御臨瀛大君第、初命佛堂之作也、上雖知必有言者、然謂例爲之而止、及臺諫集賢殿政府

六曹大小文臣國學諸生、以至樞府武臣、亦皆極論、期於得請、上不悅、撤膳者屢矣、傳旨之時、微示禪位之意、又有移御之命、群臣惶恐沮抑、不敢言、唯集賢臺諫言不已、後乃聞之、亦不復敢言、

(14) 世宗實錄卷一二四、三十一年四月庚午、五月癸未

(15) 世宗實錄卷一二二、三十年七月壬寅・八月丁巳、卷一二二、十二月丁巳

(16) 東文選卷一〇三、姜碩德撰、華嚴經跋、これによれば初め信浩の志すところにより、廣平大君瑛夫人の父都總制申孝昌・自護父子の援助をうけて開始したが、孝昌既に没し、信浩又世宗二十二年八月に卒した爲挫折した。ついで三韓國大夫人安氏(太宗王子溫寧君程夫人安命の女か、或は太宗後宮安氏か)慶貞公主(太宗二女、趙壤府院君趙大臨夫人)孝寧大君補及夫人鄭氏等の宗室、更に判中樞成達生等の扶樹により、覺頓その業を ついで、前後一千四百七十の彫板を完成し、清溪禪寺に藏したという。

(17) 端宗實錄卷六、元年六月丙午

(18) 世宗實錄卷一二四、三十一年五月癸未、(鄭)某等曰、修葺之事、禮曹已嘗措置、役徒則聽從自願、受職僧自費五十日粮役之、材瓦則定幹事僧給米四百石・綿布二百匹、防納州縣貢物、以供其費、

端宗實錄卷六、元年六月戊申、會、世宗欲重修津寬寺水陸社、旁求能幹興作者、繕工提調鄭某薦覺頓、伸主營繕、啓給典

農寺綿布、存本取息、且令代納諸邑紙屯、收價於民、以資營作、云々

(19) 田川、李朝初期の貢納請負(史學雜誌六九編九號)九一

一〇頁

(20) 文宗實錄卷一、即位年三月壬申、田稅作紙については、李朝初期の貢納請負、二節注(16)參照

(21) 文宗實錄卷一、即位年四月庚子・五月己未

(22) 世宗實錄卷一二七、三十二年閏正月甲戌

(23) 文宗實錄卷一、即位年四月甲午、召議政府、傳教曰、曩者全羅黃海道守令、以僧人草屯代納、罷職者頗多、今聞或有無罪者、予欲分揀絀用何如、河演等啓曰、(中略)當使義禁府更分揀無罪、罷職者爲先絀用、上允之

又同五月壬子、上曰各道各官守令、以貢物代納之事、罷職者、已令義禁府磨勘差等以啓、僉曰罷職、先王之命、不數月而差等絀用、未可、且右人等非終身不絀之罪也、毋令差等、隨其材品而用之爲便、臣等詮聞延安羅州等官守令、尤爲無罪、羅州京在所亦已上言、不可不先絀用、從之

(24) 文宗實錄卷一、即位年三月壬申

(25) 世宗實錄卷一二七、三十二年閏正月甲戌

(26) 文宗實錄卷七、元年五月己未、世宗十三年水原府に於いては草屯一番は四斗五升であつた。(李朝初期の貢納請負二二頁參照)恐らく一斗というのは全羅道に於ける價格であらう。

(27) 文宗實錄卷一、即位年四月辛丑

(28) 同上卷五、元年正月甲辰、掌令河緯地啓、令津寬寺幹事僧、

所代納各官吐木・燒木、請許津寬水陸社幹事僧代納、以補役夫

馱載慶尚道各官貢布、收其費、實爲巨弊

之糧、上從之

(29) 同上卷七、元年五月己未

(31) 李朝初期の貢納請負、三二頁

(30) 同上卷六、元年三月甲辰、戶曹啓、別審・歸厚所・校書館、

三 佛教の振興と僧徒の貢納請負

晩年に於ける世宗の佛教信仰は頗る篤く、その佛事の經營は、一部儒臣等の熾烈な反對にも拘わらず、國王の権力のもとに強行された。従つて佛教の弘布はその庇護のもとに急速に進展したが、津寬寺水陸社の重修とその幹事僧の貢納請負の特許は、また一の先例となり、相ついで行われた佛寺の營建に利用された。

文宗は世宗の長子で、その晩年には代理聽政を行い、父王の感化は強く深いものがあつた。佛教に對する信仰もその一人で、このことは首陽・安平兩大君も同様であつた。世宗の薨去の後、その後宮の剃髮して尼となるもの十餘人に及び佛像の造像繡佛等が行われたが、それは内宮間の佛教歸依の強さを示すのみではない。文宗は父王追善の爲、金字華嚴經等多くの寫經を修し、華嚴・法華經等を印行し、更に信眉の議を容れ、禁中に工匠を聚めて釋迦・觀音二相の造像をなし、又大慈庵の重修を命じている。本庵の事蹟は先にも述べたが、世宗はその愛兒誠寧大君墓の齊庵として深く護念し、特に昭憲王后の薨後には米三百石を給して贄長となさしめている。且、その薨去後の佛事は當寺において修すべき遺命もあつたという。加えて安平大君またこの寺を以て願利とした。従つて諸大君等宗室は極力王に獎憑し、側面よりその新修の工を援護した。その工事は既存の無量壽殿を撤去し、舊制に増して新に極樂殿及び藏經の法堂を建立し、新成の經及び佛像を奉安する爲であつた。その落成は九月十七日であるが、丹青を中國に求め燈籠彩玉を燔造し、頗る侈麗を極めたものであつた。

この工事は、内佛堂と同じく一部は鄭萃・閔伸に命じ、所謂都廳において董督せしめ、一方、僧學悅を幹事僧として多數の僧徒を募集使役せしめた。即ち赴役僧徒の糧糧の公給と私辨とを區別して日限を定め、僧職を與え、或はその居住寺社の保護の保證公文を支給した。いわばこの大慈庵の工事は王室の營むところで、都廳及び僧徒の協力によつてなされたのである。學悅は實にその僧徒の統率者として、經費支辨の任に當つたものである。彼の傳は明かでないが、學祖と共に、信眉の高弟で、王室の尊崇を受け、特に世祖の信倚は頗る篤いものがあつた。その海印寺大藏經の印行にも參畫し、諸經翻譯弘布の業を輔け、又江原道襄陽郡洛山寺・京畿道楊州郡奉先寺・江原道江陵郡上院寺の修營を行い、晩年には上院寺に長く駐錫したが、卒年は判らない。ともかく、この工事は、その奢侈を極めたことゝ、比較的短時に訖つてることよりすれば、その使役の軍人僧徒も却つて多數に上り、その經費も亦極めて莫大なものがあつたと思われる。この工にもまた、幹事僧學悅等に、津寬寺の例に倣い、貢納請負の公許が與えられたことはいうまでもないところであらう。

この津寬寺・大慈庵二寺の新修は、勢い宗室のみならず、朝臣間にも佛堂寺社建立の風潮を招來したといえる。京畿道衿川縣の安養寺・砥平縣龍門寺・加平郡懸燈寺・果川郡清溪寺及び靈國寺（位置未詳）が重修されたのも、この間のことである。安養・龍門兩寺はともに高麗以來の名刹として聞えた寺で、ことに龍門寺は首陽大君の願刹としたところである。また世宗の後宮は殆ど悉く尼となり、特に撫安大君の舊邸を修築して慈壽宮と號し、これに居住せしめた。中に惠嬪楊氏も剃髮して尼となつたが、慈壽宮に居らず、その末子永豐君璵の邸の傍に、特に宮を營んで居住せしめた。その營繕にも、都廳の外、僧徒を使役し、且つその宮の北側に佛堂を建立せしめたという。宮とはいへ、それは外面の稱號にすぎず實は佛寺であつた。且時に僧希坦なるもの漢城の北郊洪濟院附近の土中より石佛を發見し、これを得て彌勒堂にまつた。その夢に現相して告ぐる所あつたに由るといので、都中の士女連日雲集して祈願するもの千數に上つた。朝士之に加わるものも多く

後世祖十三年、會寧節度使の任にあつて、叛亂を起した護軍李施愛の如きも、武科壯元たらんことを願つて願狀を呈してゐたといふ。⁽⁹⁾ 司憲府の議により彌勒堂を毀ち、石佛は一旦土中に埋めたが、惠嬪の請によつてその佛堂に安置せしめた。次にまた世宗の二女貞懿公主及びその駙馬延昌尉安孟聃は、その邸の傍の古基を利用して文殊寺を重創し、⁽¹⁰⁾ また報恩郡福泉寺は世宗の遺命を以て信眉の爲に重修され、⁽¹¹⁾ 朝臣中にも行護軍申自敬の如き忠清道木川郡の村庄に佛宇を建立した。⁽¹²⁾ これら佛寺の營建は、津寬寺水陸社を始め、文宗即位前後より一年足らずの間に凡そ十ヶ所にも及んでいる。實錄に記載のもののみを擧げたにすぎぬが、朝鮮歴代の間においては、空前絶後のことと云えよう。その資材の費はまた貢納請負によつて賄われたものであつたが、その請負による収益は營建のみに利用されたのではなく、盛に行われた佛事の費用も亦、これを利用して支辨された。

初め世宗の薨ずるや、その追薦の法事は王室内外において盛に營まれたことは先に一言したが、この外、國行の法會は、七日毎の忌日に當り七七日に亘つて、津寬寺・大慈庵において交互に行われ、最後には檜巖寺に盛大に設けられた。もとより儒式に基づく葬禮は、殯殿・國葬都監によつて執り行われたが、併せて佛式による追善會が營まれたのである。この葬禮・佛事の費は、王室・政府財政より出でたものであることはいうまでもないが、政府各司の經費は忽ち不足し、勢い貢物は明年度の分を期に先んじて上納を命じ、更に別貢加定等の手段がとられた。

臣等詮聞、以佛之故、而各司所需之物、蕩盡無遺、必將引納乎民矣、⁽¹³⁾ 預輸來歲之貢、俗稱引納、當即政之初、崇信異端、而傷財害民、德澤不降于下、則臣等恐民望缺矣

財政の缺乏に際し、所謂引納・別貢加定等により必要物資の補充が行われることは、殆ど通例のこととして見られるところである。然し、それが、特に佛會設行の爲であつたことは右の引用の外、更に次の問答が明らかにこれを裏書している。

戶曹判書尹炯啓曰、世宗十石之米・十匹之布、不敢輕費、今殿下即位之初、即以有限之儲、費諸無益之事、國庫罄竭、雖但有四萬餘石而已、如有緩急將何爲哉、〔工曹判書鄭〕麟趾又從而啓曰、非特米豆、各司所儲油蜜及雜物、亦皆告罄、雖多引納、猶爲不足、上曰、是豈皆以佛事、而然歟、麟趾曰、過半費於佛事也¹⁴

このような國庫の消費、その補足の爲の引納・別貢の加定が、循環的に民にとつては過重の負擔となり、代納者の盛な活躍を招來したことはいうまでもない。

佛事の設行は國家のみでなく、宗室諸臣の間にも盛んであつた。首陽大君は、昭憲王后の爲に、龍門寺を重修して願刹とし、その追薦の法會を行い、安平大君又父王の爲に、大慈庵の新修を兄文宗にすゝめ、又、この庵に一大法會を設けた。尤もこれは、始め安平大君の名によつて準備がすゝめられ、その實、文宗の教によつて行われたものといつてよい。この法會は、即位年四月十日より七日に亘つて行われ、翌十一日、首陽・安平以下諸大君・諸君孰れも施食禮拜に加つた。この外、王の異母弟潭陽君璵は、即位年三月十日卒したが、その母愼嬪金氏また爲に經典を印行せんとし、命じて米五百石を支給している。實錄には

凡所需之物、皆從其請、時國家之事、專在事佛、國庫虛竭、民間騷擾、大臣無有諫止者

とあるが、¹⁵王の潭陽君・愼嬪母子に對する顧念というより、佛教信仰の篤き、又佛事の盛行の一端を示すものと見ることに出來よう。翌元年四月には、首陽大君は、その夫人尹氏及び孝寧大君夫人等と龍門山佛事を主宰し、更に廣平大君夫人は僧竺昭を忠清道玄風より招き土堂寺に佛事を設けている。このような宗室の主宰する佛事の經費は、もとよりその私辨に出づる所であつたが、王室よりの援助も尠くなかつたであらう。更に禁を冒して油蜜を各道守令等に強請する¹⁶だけでなく、實に宗室貴顯は、幹事僧の背後にあつて諸種の營利手段を行使せしめたものであつた。

臣等又聞、宗室之有所施作、其弊尤甚於國行、蓋國行、則不過廩人輸穀、厨人供膳而已、宗室之有所爲也、既不能令諸官府、則私人不足供其事、而募諸遊手、既不能取諸府庫、則私施不足充其用、而賴諸民間、於是乎有幹事焉、有勸文焉、防納貿易、其目非一、營爲既廣、無識僧徒、因緣附起、奸計百端、侵剝生民、名爲勸善、實則劫掠、眞僞復混、綜覈無由、絡緯旁午、寔繁、有徒凡其所爲、動稱內旨、所在官吏、無敢誰何、其爲動搖中外、扇颺誕妄、無有紀極、⁽¹⁷⁾即ち、佛事の爲の資財には、時に勸化募財もされたであろうが、貢納請負、貿易等に迄及んだ。貿易とはいうまでもなく、米穀・布物の價格の高下を利用し、賣買して重利を博するもので回換・回穀ともいわれた。たとえば大慈庵化主洪造は、綿布數百端を以て、忠清道洪州等の地に米穀とかえ、布一端につき穀四十斗とし、しかも大斗を用い、民弊甚しかつた爲に、元年四月に及んで囚鞫⁽¹⁸⁾される事件を惹起している。

このように王室の佛寺の重修建立より端を發して、佛教界はその經濟活動として専ら貢納請負の手段を利用した。由來、寺院は世宗六年四月、五教兩宗を削減して禪・教兩宗に統合し、同時に所屬田及び奴婢の革除を行ったことは著名な事實である。この時、禪宗屬寺は十八、田四千二百五十結、教宗屬寺十八、田三千七百結とあり、併せて三十六寺、七千九百五十結であるけれども、これはその本山として認められたもので、その支配を受ける末寺はこの數に入らないものであることはいうまでもない。この本山格の寺社の屬田は平均二百二十餘結であり、その居僧定額を以て算出すれば、一員當り約二結⁽¹⁹⁾である。この外、その所屬の奴婢も從前に比すれば漸次革除されて來たとはいえ、夫々多數の奴婢を有していた。⁽²⁰⁾加うるに各寺院は、前朝以來の利殖手段である「賣」と稱せられた高利貸を行い、更に米穀布貨を強制的に庶民に貸付けて高利を收める「反同」⁽²¹⁾も彼等の常套的な經濟手段であつた。従つて僧徒が、これら寺院財政を基礎として、貢納請負をなすことは經濟的には容易であつたことはいうまでもなからう。津寬寺幹事僧覺頓には始め、貢納負請の資金として米四百石・綿布二百石

が特に支給されたことは前述の通りである。大慈菴幹事僧學悅については、如何なる措置がとられたかの明記はないけれども、恐らく同様のことがあつたのであろう。この外、彼等に附隨し、或は宗室貴顯の外護のもとに活躍した僧徒は、たとえかゝる財的支援がなかつたとしても、その寺院を背景にして活動する限りは、その經濟的基礎は既に確乎たるものがあつたといわねばならない。

貢納請負は、國初公然と認められていたとはいへ、太宗九年に禁斷された所である。世宗五年後、その解禁を行つたけれども、既に述べたように、貢納物資、地域及びその請負當事者に制限を附し、朝士兩班・緣化僧等の行爲は嚴に禁ぜられた。従つて商人等庶民はもとより、緣化僧以外の僧徒がこの請負をなすことは法的には何ら抵觸する所はない。歸厚所・瓦窰所・校書館幹事僧の如き、官權を以て既に長く、その官衙所納貢物たる木材・薪木等の貢納を請負つて來た。津寬寺・大慈庵の重修建立に際してその幹事僧覺頓・學悅等には、この禁制を無視し、特權として貢納請負の權が附與されたのである。しかも次第に、その各司幹事僧が保有した權限すらも蠶食するかの觀を逞している。加えて宗室の庇護のもとに隆盛を極めた寺院の重修・佛事の經費獲得の爲にもこの請負が利用され、幹事僧は王室・宗室の權勢を背景として活躍したから、この貢納請負は勢い彼等僧徒の獨占的傾向を示しているのも自然の趨勢であつたろう。

文宗即位年の初、大慈菴の重修が始められてから幾許もなく、京畿道加平郡懸燈寺の雪正・果川郡清溪寺の道明の如きも、安平大君の庇護をうけて、貢納の請負を行つたものである。彼等は孰れも信眉の門徒であつた。覺頓が公許された貢納請負に便乘していたものと思われ、覺頓が全羅道より漕運した代納價米穀盜用の嫌疑を以つて捕囚せられる事件を惹起している。この事件の内容は明細を缺き、頗る曖昧で要を得ないが、ともかくも、兩寺はかつて信眉の留錫した所であり、且安平大君の庇護によつて兩僧ともに釋放された。また信眉の福泉寺改修のことは先に一言したが、この工事は、もと世宗の命

する所であつた。文宗即位後その工事がすゝめられ、元年九月にその工を訖えているが、これ又、營繕の費は殆ど代納によつたものである。即位年十月、右司諫大夫崔恒等は上疏して僧徒の請負貢納を論じ、

又聞忠清報恩縣創造福泉寺、窮極侈麗、其材瓦之輸、丹艘之備、悉出於民、年前防納草屯價米、亦令民戶輸納、其弊甚鉅、
といふ、王又、「福泉寺材瓦轉輸及草屯代納等事、非予所知也、其糾察之責、在於有司云々」と答えている。²⁵⁾

これら僧徒の代納は、王室戚臣の擁護によつたから、勢い彼等は横暴の行爲多く、その代價徴收は苛酷を極めたものであつた。全羅道三十余官の守令が、覺頓の代納に關連して囚鞠罷職されてより以來、更に彼等是一段と鴟張暴威を振つたことは前に一言した。

由是覺頓頗張威福、人皆畏惡、與其徒乘傳往來、取穀於民、所至之處結棚、自居其上、使民納穀於下、利盡秋毫、民甚苦之。²⁶⁾

右は覺頓等の酷薄を極めた代納價の徴收ぶりを傳えた實録の記事である。更に

貢物防納之禁、載在正典、誠美憲也、今各道雜貢、悉許僧徒防納、頃自守令屢因僧事被罪以來、髡徒恃其莫敢誰何、當其收價之日、自在成群、出入州郡、鴟張自恣、監司守令、待之如使命、支對之弊、固亦不貲、又於收納之際、轉輾高重、增倍其價、一有不協、便加箠楚、必稱其所欲而後已、若其紙地・全漆・清蜜・芝栗等物、則前此守令率皆官備、故弊不及民、今則盡令防納、民之傷財、不可勝言、冤呼之聲、騰於里閭、²⁷⁾

とある。彼等は孰れも徒黨をなして州郡に出入横行した。請負代價の徴收は、利秋毫を盡すは勿論、權勢をかさに轉輾高重してその價を増培し、鴟張自恣を極むるの外、更に従前は官備として調達されていた貢物にまで手を伸してその收奪の網を擴張していつた。もと貢納請負は、貢物のうち、人民の調辨に困難にしてその希望するものに限られ、その物資は限定され

ていたことは前に述べた。彼等に與えられた権限は、この制限を越えたものであつたけれども、しかもその権限は王室の保護が加えられたから、權勢をかつて或は内旨と詐稱し、民情の如何・制定の有無を顧慮する所なく收奪を恣まゝにしたのも自然の勢であつたものと思われる。

下民不欲代納者多矣、然而各官守令、與其代納者、相應而爲之、故民不得而自納也、守令若用力禁之、則安有代納之弊乎⁽²⁸⁾

かくして王室を中心とする貴族社會の佛教信奉と擁護は、寧ろ人民の收奪によつてなされた。しかもその收奪の當事者として僧徒がこれに當つてゐることはまことに皮肉というべきであらう。ともあれ、世宗末年より詳しくはその三十一年より、僅か七・八年間のこととはいへ、貢納請負は殆ど僧徒の手中に獨占的に掌握される形勢を示した。既に従前活躍してゐた商人も、更に痛く禁斷されていた貴族官人さえもが、當時は彼等僧徒と結び、或はその名義をかりて請負による營利を圖つたといふ⁽²⁹⁾。王室宗族を背景として自恣驕張した彼等の活躍を、地方微力の守令にその阻止を期待する前掲引用の論議の如きは、單なる空論に過ぎぬものであつたのである。

註

(1) 文宗實錄卷一、即位年二月壬寅、三月乙巳

(2) 同上、二月癸巳・辛丑、四月癸未 この時の金字華嚴經は安平大君の修するところであるが、この外、文宗は副知敦寧姜希顔・正郎李永瑞・注薄成任・司勇安惠・僧七人に命じて金泥で寫經せしめ、都承旨李思哲をして跋を記さしめた。その經は、法華經七卷・梵網經二卷・楞嚴經十卷・阿彌陀經一卷・觀音經一卷・地藏經三卷・懺經十卷・十六觀音經一卷・起信論一卷、

悉く赭牋を用い、裝績、甲函、精緻を極めたといふ。

(3) 同上、三月乙巳・四月癸未

(4) 睿宗實錄卷六、元年六月己卯

(5) 文宗實錄卷一、即位年三月丁未、大慈庵赴役自募僧人、令三時供饋、優給布施、然時無一僧來赴者、更定限、自願受職僧人、公糧則百日、私糧則五十日爲準、自願依止寺社完護僧、則計其赴役日多少、限年完復、有能招集僧人者、則計其招集多少、賞僧職、

- (6) 世祖實錄卷八、三年六月壬子・戊午、九卷、同年九月甲申、卷四五、十四年正月甲申。睿宗實錄卷六、元年六月己卯。成宗實錄卷八八、九年正月丁卯・戊辰、卷一〇四、十年五月己未・癸亥。御膳附五臺山上院寺重創勸善文。朝鮮佛教通史上編四一五・四二八頁

(7) 文宗實錄卷四、即位年十月己丑

(8) 同上卷六、元年三月丁卯

(9) 同上卷六、元年三月庚戌・壬子、卷七、元年四月辛巳

(10) 同上卷七、元年五月壬寅

(11) 同上卷九、元年九月庚申

(12) 同上、丙辰

(13) 同上、卷一、即位年三月乙巳、集賢殿副提學鄭昌孫等啓

(14) 同上、卷四、即位年十月庚寅

(15) 同上卷一、即位年三月甲寅・庚申

(16) 同上卷四、即位年十一月辛丑、左司諫崔恒啓曰臣等竊聞諸大君欲市佛事、所需油蜜馳書于各道、守令莫不俛首聽順、科斂民間、弊莫甚焉、請禁之、〔大司憲安〕完慶曰禁油蜜之法、載在六典、六典祖宗成憲、子孫之所當遵守、且佛道清淨真欲、豈以盛設油蜜果爲悅哉、禁之爲便、上曰此乃爲世宗薦導之事、故大小祥・水陸與津寬改構、予不禁之耳

(17) 同上卷七、元年四月庚辰

(18) 同上卷七、元年四月辛巳

(19) 世宗實錄卷二四、六年四月庚戌、本條は禮曹の七宗統合の案

李朝における僧徒の貢納請負

田川

を啓したものであるが、その三十六寺の屬田、居僧を見ると、例えば興天寺田二五〇結、居僧一二〇、崇孝寺田二〇〇結、居僧一〇〇、演福寺田二〇〇結、居僧一〇〇、觀音窟田一五〇結、水陸位田一〇〇結、居僧七〇、開慶寺田四〇〇結、居僧二〇〇、檀嚴寺田五〇〇結、居僧二〇〇、津寬寺田一五〇結、水陸位田一〇〇結、居僧七〇、大慈庵田二五〇結、居僧一二〇、云々とあり、各寺平均すると略居僧一人に對して二結平均に支給している。尙、水陸位田はこの例に加わらない。即ちこれは寺院の財政の爲でなく、國行水陸齋の費を辨ずる爲に特にその寺院を指定して附設したものであるからである。

(20) 世宗實錄卷二七、七年正月丙申、司諫院左司諫柳季聞等の上疏中に、茲者省五教兩宗、以城中興天寺屬禪宗、居僧定額一百二十、給田一百餘結、奴婢四十口、とある。ちなみに給田一百餘結とあるのは二百餘結の誤りであろう。〔註〕19に引用した六年四月庚戌條には興天寺興德寺共に屬田二百五十結とあるからである。

(21) 高麗史卷一三五、辛禡九年、太祖安邊之策に加以遊手之僧・無賴之人、托爲佛事、冒受權勢書狀、干謁州郡、借民斗米尺布、斂以甌石尋丈、號曰反同、徵如通債、民以飢寒とある。この強制貸付は僧徒によつて行われただけでなく、後李朝では一般に地方各官にも行われ、世祖實錄卷五、二年十一月己丑曉民諭書中にも、如稱反同、使酷吏四送村落、一切徵斂者としてその注記に、或以如魚鹽雜物分給、而計收、或給布貨、而取息、

俗皆謂之反同と見えている。

(22) 李朝初期における貢納請負、一〇頁・二〇頁

(23) 文宗實錄卷一、即位年三月壬申・四月戊寅・己卯・壬午・丙戌。事件の内容については、實錄の記載は明確でない。政府が雪正・道明を逮捕した究局の目的は、朝士排佛論者の一部が、信眉の失脚排斥をねらつたものと思われるが、本論にはあまり關係がないので詳述することは省略する。尙、五月壬子條、議政府が貢物代納禁止を奏請した啓文の一條に「津寬幹事僧外、雜僧勞得代納」とあるに對し、文宗は、「雜僧如前日雪正・道明之類、然此事安平知而爲之、亦非謀利也」と對えている。

(24) 同上卷九、元年九月庚子、安平大君璿、承命往俗離山福泉寺、蓋僧信眉所住也、世宗爲此僧、重創工既訖、故往觀之

(25) 同上卷四、即位年十月庚子、なお又十一月甲辰、掌令河緯地

四 僧徒の活動に對する政府の抑制策

貢納請負は、上記の如くして殆ど僧徒の獨占的支配下に歸し、その民生に與えた影響は極めて深刻なものがあつた。始め津寬寺・大慈菴等幹事僧に對する貢納請負の權は王室より特に附與され、更に王室を頂點とする貴族社會、特に社會的に強大な勢力を有する宗室諸臣の佛教尊崇と盛な佛事の經營は、ひいて兩寺の幹事僧のみならず、他の多數の僧徒の活動をも助成していつたと思われる。この趨勢は佛教を酷信する王室を中心とした上層社會の權力を背景とするものであつたが、然し政府はこれに對して何等の抵抗を行わなかつたわけではない。先に津寬寺幹事僧覺頓が草苳代納のことによつて、多數の守

も「津寬・大慈幹事僧、因代納貢物、橫行州郡、作弊多端、忠清道尤甚、且以造報恩福泉寺、擧道受弊、請禁之」とのべている。

(26) 端宗實錄卷六、元年六月戊申

(27) 文宗實錄卷四、即位年十月庚子

(28) 同上卷一、即位年五月壬子

(29) 同上卷七、元年五月己未、司憲府上疏曰、(上略)今令幹事僧代納、而悉以米布、取償於其民、民雖欲自納、並皆抑代而徵償、實違定賦之本意矣、借以一事論之、草苳一番計除田租一斗、而今取償過一石、他物類此、不必枚舉、代納之禁、著在令甲、平人犯之、置之於罪、論以贓汚、終身不赦、獨聽僧徒、恣行無忌、富商大賈、輻湊聘奸、以至權貴、或有借僧爲名、而恬不爲怪、法者所與一國共之、而上自毀之、何以令下云々

令が罷職されたことは前に一言したが、かゝる事件の政治・社會に及ぼす影響はまことに大きい。加えて彼等僧徒の請負代價徴收は、苛酷を極めて到る處民擾を惹起しその弊も頗る深刻なものがあつた。政府要路がこれらの問題を痛慮したのも當然のことであろう。文宗即位年四月二十八日、左議政皇甫仁・右議政南智・右贊成金宗瑞・右參贊鄭甲孫等議政府諸臣は、津寬寺幹事僧代納の中止を啓請した。

前日、臣等啓請忠清道祿轉剩米一千八十餘石、給與津寬寺幹事僧、以爲造成之費、除今年各道草苧代納之弊、傳旨更議以啓、臣等曉曉恐煩聖鑑、然臣之所懷、悉陳無隱、然後情志交孚矣、夫津寬水陸社造成、乃世宗爲祖宗之事、不可廢也、其所需之費、乃以幹事僧、代納全羅・黃海等道草苧、收其價而用之、實欲無弊於國家、今聞幹事僧徒、直到各官、橫行閭里、倍數徵納、其弊不貲、今剩米一千八十餘石、給與津寬、若不足、則去年代納未收之價、令所在官收而給之、又不足、則加以國庫米、役防牌造成、庶幾不墜世宗爲祖宗之意、而民不怨咨、事易成矣、¹

即ち議政府大臣等の意圖は、津寬寺水陸社造營を國營に移し、幹事僧の代納を防遏するにあつた。その使役軍も僧徒の代りに防牌軍²を以てこれにあて、又その經費には忠清道の祿轉剩餘米一千八十石及び國庫を以て充當し、前年度分の代納價未收分の徴收は地方守令に行わしめ、今年より幹事僧の代納を禁止し、その許可の回收取消を圖つたのである。然し乍ら王は、第一には、貢物代納は、既に六典にこれを認められているのであるから、これを禁ずることは不可であり、むしろ貢物外のもの代納禁止を宣布すべきであること、第二には、代納者が直接民戸よりその報酬を徴收するため弊害が生ずるのであるから、従前六典に規定する如く、守令がその代納價を徴收して請負人に支給する方法を勵行せしめ、以てその弊害を防止すべきであるとの理由を擧げて、政府の要請を斥けた。こゝに於いて政府は更に代案を擧げ、津寬寺幹事僧の代納のみは、特例としてこれを除外することゝし、他の貢物代納は一切禁止するの法を制定せんことを求めた。そして代納は必らずしも民

の願う所でなく、自ら納めんとするものさえも貢納請負者の爲に防遏され、加うるに代納價を數倍徴收されてその負擔重く弊害多大なることを述べて、その聽行を強く要請した。こゝに至つて遂に王もこれを容れ、自ら禁約條章を修草することを言明し、漸く王も政府の執拗な追求に屈したかに見えた。然し結局その言明は糊塗的な遁辭に過ぎず、遂に實行は見なかつたのである。かくしてこの時、とられた措置は結局、(1)請負者自ら民戸に代納價を徴收することの禁制と、(2)代納價格の公定であつた。

始め貢納請負の代價は特別に定むる所なく、請負當事者及び守令の任意に委ねていた。従つて權勢をかさにする幹事僧徒の如き任意にその價を高重して、民戸に對する收奪を恣まゝにしていたことは前言の通りである。ことに忠清道の如きは、夙に世宗朝より校書館・瓦密所幹事僧等の木炭・木材・薪木の貢納請負が行われていたが、更に報恩法泉寺重修の爲に、その幹事僧にも同じく代納による經費の運營が許された。このため本道は各處幹事僧が出入して各官郷閭を横行し、その代納價格をつり上げ、至る處騷擾を惹起した。文宗即位年五月、忠清道觀察使權克和が議政府に報じて、各官所貢の木炭・薪木・木材の代納價を公定しようとしたのも、この幹事僧の侵擾を抑制する目的に出たものであつた。議政府は直にこの議を採つて啓請したが、承政院これに反對し遂に採擇を見なかつた。その理由は、各道各官遠近同じからず、従つて物價も相異なるが故に、これを一定するのは却つて不當というにある。結局、六典に既に制定されている守令親監收納の法をかさねて宣布することとした。即ち、代納僧人等が、親しく各官に出入して徴收することを禁止し、守令をして酌量收價せしめ、その公文を添えて輸送し、幹事僧に傳授することが定められた。即ち五月十六日の受判で、

今後僧人代納貢物、勿令僧人親行、各其所在守令、酌量收價、都目狀施行、依例給船價輸送、傳授幹事僧、如有違禁代

納者、價錢沒官、申明舉行

とあるものである。⁽⁴⁾

かくして代納價徴收は、この爲に僧徒が地方闔里に出入横行することを禁じ、擧げて守令に委ねられたけれども、なお問題は必ずしも解決されたとはいへ得ない。酌量收價はもとより時價を參酌して徴收することであるけれども、その價格の決定權は守令に委ねられたから、守令は時に隨ひ情に任かせてこれを高下することが出来る。貢納請負者は殆ど悉く守令と結託し、或は脅誘してその價の倍增を求めたから、上掲の判旨は、決して從來の弊源を塞ぐものとはいへ得ない。司諫院また上疏してこのことを指摘するに至り、戸曹をしてその公定價を調査審議せしめ、漸く九月に至つてその決定をみた。即ち左表の如くである。

物 目	數量	價 格	
		豐年	凶年
炭	一石	米一〇斗	米七斗
大不等木	一條	米三〇斗	米二二斗
中不等木	一條	米二四斗五升	米一七斗
小不等木	一條	米一九斗	米一二斗
吐木(短截の薪)	一把	米一〇斗	米七斗

上掲五月の受判により、守令はこの公定價格に従つて收斂輸送し、代納幹事僧に傳授し、もし法外代納人あらば、現犯に隨つて推効し、その濫收した價米は官沒して本主に返還し、知情不禁の守令も同じく科罪すべきことが定められた。後、王の元年三月、覺頓が貢物代納のことに⁽⁵⁾より、駟に乗じて地方に赴こうとしたとき、都承旨李季甸は

臣等以爲、今使覺頓乘駟、横行州郡、則諫官必將疎請矣、⁽⁶⁾
 貢物之價、已曾詳定、無所加減、若本院奉旨馳書于各道監司、則監司守令、自當盡心收納矣、何必覺頓

と啓し、王また直に命じてその行を停めているが、實にこれは上述の定制に基づいたものであつた。扱て當時諸處幹事僧の貢納を請負つたものは上記の木炭・木材・薪木に止まらなかつたことは、上來述べて來た通りである。津寬寺幹事僧には、

初め田税紙の外、草苧を代納せしめた。そして又これ等幹事僧等が、この數種の貢物の外にも、勢に乘じ、通同して漆・清蜜・芝栗等に至るまでその手を伸して請負貢納をなしたことも前述したが、この公定價制定には前記の三種に止められ、他のものには及んでいないのは何故であろうか。思うに木炭・木材・薪木の三種は、さきに指摘したように、世宗五年以降、京畿・忠清・黃海三道に限り、民の代納が公認されて續六典に收録された。即ちこの三種は國家公認の物目である。然るに田税紙・草苧等のものは、津寬寺幹事僧にその代納が許されたとはいえ、一時權宜の措置であるに過ぎない。その他は請負が行われたとはいえ、公認によるものではない。もしこれ等をも、同じくその請負代價を公定すれば、自らその貢納請負を公認する結果となり、政府自ら更に國制をこぼつものといわねばならない。元年正月、文宗と都承旨李季甸の左の問答はこの間の事情を説明するものといえよう。

上又曰、各色貢物代納、無定價、其收斂、率皆高重、令官定其價何如、李季甸對曰禁其代納、而又定其價、是使人代納、有違立法之意、似爲不可^可。

貢納請負は世宗朝の公認以來、各司幹事僧の活躍の外、その末年から津寬・大慈菴幹事僧を始め、これに追隨する各寺僧徒を加えて極めて活潑な活動が見られた。彼等の活動は遂には請負貢物の公認なるを否とを問わず、廣く獨占的な形勢さえも示した。朝士はもとより商賈さえもが彼等に請托し、或はその名をかりたというのもこの形勢の然らしむるものと考えられる。王の李季甸に語る所は、既に請負を公認された三物資の代納價公定を制定した後のことであり、その「各色貢物」と云つてゐること自體、當時の請負貢納が各般の貢物に廣く亘つて行われていた現實を裏書するものといふべきであろう。政府はもとより王室の佛教尊崇と僧侶の進出活動を歓迎するものではない。且又僧徒等の貢納請負に於ける活躍とその弊害に鑑み、これが禁壓を策し乍ら、王權及び宗室の勢力に壓せられて、その目的を達し得なかつた。僅かに代納價の公定と僧徒

が直接徴收することに關する禁止を制し得たにすぎない。公認物資以外の貢物についても現實に盛な請負貢納が行われていたに拘らず、その代納價公定を公認物資のみに止めたのは、當然の措置とはいへ、一面民生擁護のためには極めて消極的な態度といわねばならない。王室・宗臣等の權勢に壓せられて、その企圖した僧徒の代納禁止策は防遏されただけでも、あくまでそれを非合法なものとして否認せんとしたのである。けれども、現實的に、その施策・態度の如何に拘らず、貢納請負は、益々活潑に擴大化の傾向を辿つた。のみならず代納僧徒が地方民戸に往來して直接代價を徴收することの禁制も、公布後幾許もなく空文と化して實行をみなかつたものの如くである。

議政府啓、立法日久、奉行陵夷無行、僧徒或有作弊者、臣等參詳、曾立禁防、其條令之目、糾理之嚴、備悉無遺、中外執法官吏、視爲文具、略不檢覈、甚爲未便、請自今申明成法、痛行禁治、如有奉行未至者、必罪無赦。

右議政府の啓文には、僧徒の作弊とのみあつて、その内容は明言されていないが、こゝにいう禁防條令とは前述五月の判旨を指すものと思われる。

註

(1) 文宗實錄卷一、即位年四月辛丑

(2) 防牌はもと太宗十五年に設置され、禦敵先鋒軍とも稱すべき精銳部隊であつた。即ち馬兵・甲士の隊長・隊副に叙せられたものを撰抜して防牌と稱し各衛に配屬せしめた。後山陵造營その他土木營繕に使役すること多く、漸くその本業を廢するに至つた。

(3) 文宗實錄卷一、即位年五月壬子、議政府、將各司貢物代納禁止之法以啓、上曰啓目内有津寬幹事僧外、雜僧毋得代納之語、

李朝における僧徒の貢納請負 田川

雜僧如前日雪正・道明之類、然此事安平知而爲之、亦非謀利也、又有六典所載貢物外、毋得代納之法、但今申明而已、若立此法、則後日國家或有代納之事、將何以處之、僉曰一應代納者、民間各戶倍數收價、其弊不貲、臣等願一皆禁斷、國家若有代納之事、亦以特旨爲之、上曰民知其弊而代納、其故何也、僉曰下民不欲代納者多矣、然而各官守令、與其代納者、相應而爲之、故不得而自納也、守令若用力禁之、則安有代納之弊乎、請須禁止、上曰禁約條章、予將修草、以示卿等、

(4) 同上、五月戊申・己未

(5) 同上卷三、即位年九月己酉

(6) 同上卷六、元年三月癸卯

(7) 同上卷五、元年正月甲辰

(8) 同上卷五、即位年十二月壬辰

五 政治社會情勢と財政

以上僧徒を中心として、世宗末年以來頻りに貢納請負が活潑化し、しかも従前、請負貢納に附せられた制限は次第に無視されて、一途に擴大の傾向を辿つてゐることを述べて來た。それではこのような傾向を招來するに至つた社會・經濟的要因は果して何處に求むべきであらうか。

私は從來、代納¹請負貢納發生の要因として、貢案制定の際における不産・難備貢物の分定賦課の問題を屢々指摘して來た。このことは、當代のみに止らず、廣く前後の時代を通じて、李朝貢納制の本質的缺陷であり、矛盾であつた。従つてそれは請負貢納の種類・様相・當事者の如何を問わず、貢納制の存續と共に、その前提的條件となつたといふ得る問題であり、一時代を限り、その政治社會の特色を形成したものとはいふ得ない。従つてこゝでは當代、世宗末年より世祖朝に及ぶまで、不産・難備貢物を多數含む貢案が行われていたことを指摘すれば足りよう。即ち文宗即位年十月庚辰、昌原府使李希張は上書して、貢物に不産のものの分定多きことを挙げその改訂を要請した。

貢物詳定之時、各以壤地所産分定、然不能詳察産・不産之處、混雜分定、故不産之官、不得已、持價遠求、弊莫甚焉、請以土産改定、以除民瘼²。

王はこの議を容れ、改正の實施を圖つたけれども、政府は逆に不可をとつて反對した。貢物とその産地のみに分定すれば、到底、政府の需要に堪うるを得ないといふのである。翌年七月も同様の論議が繰返えされるのみで改正は實行に移されなかつた。後、首陽大君は、端宗元年十月、軍政の權を掌握するや、逸早く貢案改正を企圖し、また即位後三年三月、再度各道

にその調査を命じた。

諸道貢物、當初分定時、或不以土產、而官吏刻期督納、細民傾財、貿易以充之、如或不給、則商賈資緣請托代納、倍徵其價、因此民產蕩盡、艱苦莫甚、予不忍視、欲更其弊、卿體予意、道內貢物、各隨土產、推移磨勘速啓⁽²⁾。しかも世祖の計画も亦結局失敗に終つたことは、先に指摘した通りである。

次に述べたいのは國內外の政治情勢の變化と、これに處するための經費の膨脹である。その經費を計數的にあげることとはもとより不可能であるけれども、經費を要した各種事件を見ることによつて、その大概は知ることが出来る。先づ注目されることは、相つづ王室の凶事、短期間における國王の交替であり、これに關連する明國との頻々たる使臣の往來、蒙古の興起による大陸の擾亂に對する警戒、中央・地方と時を同じくして繼續した土木營繕の事業等が擧げられる。

世宗二十八年三月十五日、昭憲王妃薨じ、その冥福のため各種盛大な佛事が行われたことは前述した。また國葬・山陵都監を設け、その山陵英陵（京畿道驪州）造營には、侍衛軍・船軍・各司匠人・奴・市廛市民の外、多數の無度牒僧が徵募使役された。これ等の軍民中、上番中のものは朔俸を受くることは勿論、この外又一日兩時の料をうけ、下番軍及び僧徒等は一日三時の料を支給された。また初齋より大祥齋に至るまで、藏義寺・大慈菴・津寬・檜巖兩寺に輪設し、仁順・仁壽府、内資・内贍・禮賓寺及び内需所より遞次その費を支辨せしめた。每齋大君・承旨・禮曹堂上等が往參し、飯僧少くとも八九千を下らず、多くは萬餘人、その他の雜客數千・丐乞人亦常に萬餘に上つたといふ⁽⁴⁾。これを含めて國葬が如何に莫大な經費を要したかは、容易にうかゞわれよう。これより後、四年たらずして世宗、また二年後には文宗と、僅か七年の間に三度國葬を營まねばならなかつた。英陵は同宮異室の制を以て造られ、世宗はこゝに葬つた。文宗顯陵は初め廣州大母山の南太宗獻陵の傍に營まれたが、殆どならんとして事故の爲に放擲し、改めて楊州儉岩山太祖健元陵の傍に造營された。その使役

造營軍は英陵の時と大差なく、しかも造營はその地を再度改めた爲め、造營軍の上京長期に亘り、城中米價騰貴し、綿布一匹の直四斗に至つたという。昭憲國葬の直後綿布一匹の直米五・六斗と云うに比すれば一・五倍の上昇である。のみならず、文宗は即位年七月一日、故顯德嬪を追冊して王妃とし、その墳陵を昭陵と稱したが、當然その改修も行われたのであろう。この間文宗・端宗（魯山君）の即位が相ついだ。その嘉禮の出費は、國葬のそれ程でないとしても、短期間に相繼いだだけその財政上の負擔は決して少いものではなかつた。

一方この國王交替ということにも關連して、明國との間には前後に比例がない程、頻繁な使臣の往來があつた。世宗三十二年から端宗即位年に至る三ヶ年についてみると、詔使・勅使の入國五回、また朝鮮より明への使行は前後三十四回に上つてゐる。明詔使の出來に當つては、義州に遠接使、安州・平壤・黃州・開城府に夫々宣慰使を派遣し、迎接都監を設け、別に館伴使を命じて接待饗應に力めた。その支應は迎接都監が專掌し、司饗院・禮賓寺等の各司がその資を支辨したが、多くは、不時物膳進上が京畿各官に命ぜられた。文宗即位年八月、太監尹鳳、端宗即位年閏九月には左監丞金有等が夫々滯在三ヶ月に及んだ。尹鳳滯在中、司憲府持平趙安孝の啓に、

臣等聞迎接都監、及分禮賓、托以使臣供費、多納京畿各官物膳、而濫用之、昨日禮曹聞之、收其簿、請令監察一人潛入其庫、知其物數、然後劾問⁷⁾

といつてゐる。使臣供費に便乘して過大の物膳進上をなさしめていたことがわかるが、一方、又使臣等は皇帝の意と稱してその要求する物貨も極めて莫大な數に上つた。⁸⁾

次に明國への使行は太宗の初、一年三次即ち賀正・聖節・千秋使が正規のものとして認められたけれども時に進賀・弔慰進香・謝恩・奏請使等が派遣されたことはいうまでもない。正規三使には世宗十二年二月十六日制定された進獻方物が歲貢

として齎らされたが、その他の使行にも歳貢方物數目に準じて進獻物目數が制せられた。然しそれは一應の規準であつて、故事撮要に「謝恩奏請、則隨其事之輕重、方物數目臨時增減」とある如く、必らずしも一定していたものでない。ともあれ、この三年に於ける兩使臣の往來の回数によつても、如何に莫大な物資が投入されたかは、一々その物目を列擧するまでもなく、想いなかばにすぐるものであらう。

次には城池の修築及び王城内外の土木營繕である。城池の修築は、中國及び滿州の擾亂に備ふる爲であつた。初め西蒙古瓦剌脱觀の擁立によつて、宣德八年（世宗十五年）東蒙古の脱々不花は北元の帝位についた。蒙古はかくて東西併せて一大勢力となり、後九年早くも兀良哈・海西女直を介して朝鮮の招諭を圖つた程であつた。脱觀の後をついだ卮先太師は正統十一年、（世宗二十八・九年）兀良哈三衛を席捲し、海西地方を經略して居り、その威力は南、建州にも及んだ。この情勢に朝鮮が動搖したことはない。世宗は政府に議せしめて西・北兩道の警戒を嚴にしたが、その最も大きな衝撃を受けたのは、後文宗に及んでからのことである。これより先、正統十四年（世宗三十一年）七月、卮先は大舉明に侵寇し、これを迎え討たんとした英宗皇帝は却つてその擄わるゝ所となつた。此の時、東蒙古の脱々不花は、卮先の南進に呼應して東侵し、景泰元年（世宗三十二・文宗即位年）末、海西女直を剿掠して北滿州の地を一掃した。その一部は更に南下して建州衛を圖らんとし、この爲李滿住以下の諸酋は山林に奔竄した。この事件は明英宗帝の被擄事件以上に朝鮮にとつては衝撃となつたものである。世宗は夙に蒙古の勢力擴大に關心を拂い、脱々不花の招諭事件以來、咸吉・平安兩道の防備に力め、各道兵額を増加し、年々邊界要衝の築城を行つて來た。殊に文宗元年正月に脱々不花の軍が海西、弗刺出の寨城を寇掠した報を得た朝鮮政府の恐怖は著しいものがあり、直に忠清道以北の兵を動かして夫々要衝の守備に當らしめ、又兩界に命じて建州女直が蒙古兵に脅逼されて逃入侵寇するのに備えた程であつた。この前後の邊界城池の修築は實にこの大陸における擾亂

の波及に備える爲であつた。然しその擾亂の警息がおさまらず、兵備をといた後にも、勢をかつて専ら城池の修治を行つて防備体制の整備に狂奔した。世宗三十二年（文宗即位年）より文宗二年（端宗即位年）に至る間、城池の修築は、咸吉（咸鏡）、平安兩道はもとより、兩南諸道に至る迄、殆ど全國的なものがあつた。即ち左の如くである。

平安道 義州邑城・行城 龍川 理山 朔州 高山里 朝陽 郭山陵漢山城 龍岡 平壤各邑・山城及び各官國庫
咸吉道 會寧・鍾城・穩城各行城 會寧鎮甫乙下口子 穩城 鍾城 咸興 吉州 算項關 保和城 甲山虛川 行城
三水即期地 羅暖石堡

黃海道 棘城 岳嶺 谷山 遂山 平山 瑞興 海州 開城

忠清道 結城 瑞山 扶餘山城 牙山縣城

全羅道 靈光 羅州萬頃 長興 龍安 興德

慶尙道 巨濟 蔚山柳等浦石堡 泗川 熊川 晋州 彦陽 漆原

この外、江原道各官邑城の修築もなされているが地名は明らかでない。僅か三ヶ年の短期にかゝる全國的規模に於ける修築は、前後に殆どその例なく、使役軍民の數は、その實體を明らかにすることは出来ないが、少くとも十萬を下らないとみてよからう。⁴⁾ 尙、文宗二年三月には京畿麻田縣崇義殿の創建、四月咸鏡道北青邑の移設、端宗即位年六月黃海道文化縣檀君祠の修葺、元年正月京畿楊州郡開慶寺の移建、江原道金剛山楡岾寺の改建等がある。

これ等は孰れも地方の事業で、必ずしも直接中央財政の支出によるものではない。然もこゝに列擧した所以は、たとえそれが、直接中央政府財政の負擔でないとしても、地方各官の財政負擔、軍民の使役は、直接的に、すべて人民の負擔として轉嫁されたものであることを更に認識するためである。地方各官の財的負擔は、直に人民に對する收斂であり、又軍以外の

赴役人民は、單に勞働力の提供のみならず、その赴役の糧料は多く自己支辨により、又中央より派遣された監督官吏に對する供應も人民に對する收奪によつて支辨されているのが普通であつたからである。

この龐大な地方の土木事業と併行して中央に於いても亦、尠からぬ土木營繕が繼續して行われた。その主なものを擧げると、文宗即位年三月には、撫安君芳蕃の舊邸を改修して慈壽宮を營み、六月には昌德宮敦化門、八月には明使尹鳳邸を築き、翌元年正月には、邊警に備え、京畿・全羅・忠清兩道船軍を徵して王城を修築した。この外惠嬪宮・樂天亭（漢城の東郊、太宗別業）・軍資監庫・寧陽尉鄭悰（文宗王女敬惠公主駙馬）邸・永膺大君邸・王城東小門・興仁門（東大門）等を修築し、更に端宗即位年後には昌德宮仁政殿・崇仁門及び興仁門水門の建築が續行された。この間、津寬寺水陸社及び大慈菴・津寬本寺等を始め、内外における寺院の建立、さらに又、世宗英陵、文宗顯陵等の造營があり、僅々三ヶ年に中央のみにおいてもその營繕の工は十七件の多きに及んでいる。内・外を併せ、時を同じうしてこのような多數の土木事業が繼續したことは、全く異例のことに屬するといわねばならない。

これ等特異の事件のみをみて、内外共に如何に莫大な資材と人力を費したかは想像に餘りある。この爲の中央王室政府の財政が、一定の貢案收入によつてのみ支えられたとは、到府考え得られないことである。

今當國葬山陵、調費頗多、及此時而改造、猶爲不可也、大慈菴則其初爲誠寧大君、而設也、今而改造、亦非先王之命也、而間閣完固、其可毀而改造乎、今又燔造彩玉、臣等詮聞、以佛之故、而各司所需之物、蕩盡無遺、必將引納乎民矣、

議政府據戶曹呈啓、英陵供上、及使臣慰宴所需栢子・黃栗・棗・乾柿闕乏、請預納慶尙・全羅・江原道來歲之貢¹⁵

前者は文宗即位年三月大慈菴改修の爲、後者は同年七月、英陵祭祀の供上及び明使尹鳳等に對する響應の資として、孰れ

も貢物の引納が行われたことを示すものである。財政運営の慣例的措置として、經費の不足は引納・別貢加定が頻りに行われ、王室の經費としては不時進上が下令されたことは既に述べた。⁽¹⁶⁾

近者、或令引納後年貢物、或令各官隨宜無弊上納、此誠出於不得已也、然雖曰引納、至明年、未嘗除其所納、非特不除、又引納之、一引其納、無計除之日、名爲引納、實爲倍徵、特巧其名耳、雖曰隨宜無弊、物不自至、守令亦安能自辨、而不取之於民哉、頃歲類遭飢荒、民生之困既極、而以應不時之需、可乎、雖甚賤物、又求之不時、亦至貴而難得、於是官定物數、督之嚴急、民不能堪、名爲隨宜無弊、實爲民患、特巧爲之辭爾、凡一徵納、監司必倍、國家所徵之數、守令又必倍之、國家所求甚少、而民之受惠不貴、此民之所以日就困窮而不振者也。⁽¹⁷⁾

右は文宗元年五月、司憲府の論ずる所である。引納は翌年の貢を期に先じて上納せしめるのであるが、一年に數次に及び、或は連年相つぎ、恰も分定貢額を倍徵するに等しい。まして政府の命ずる所も、監司以下守令とその末端に至るに及びその數を漸次倍增して、羨餘を私するのが通例とされていたというから、民はその貢額の數倍を收奪されたのである。しかも引納、不時進上は人民にとつては、豫知し得ない不時の公課であり、納期も短期であるのが通常であつたというから、益々苛酷な負擔となつた。たゞに不産貢物のみでなく、その地の産物と雖も、この公課の過重、負擔の困難こそは、直ちに貢納請負者の活動の機會となつたのである。中央上司への上納を、もつとも重大な責任として委ねられた守令が、その責を糊塗する爲には、容易に請負者と結托し、或は自ら進んで彼等の活動を希望させしであらう。まして彼等が王室・戚族を始め貴顯の權勢に庇護された當代にあつては尙更のことと思われる。その請負者とはとりもなおさず、津寬寺・大慈菴幹事僧等を始めとして、彼等に附托する僧・商の徒輩であつた。王室戚族等貴族を始め、佛教尊崇とその弘布の情勢に乗じたというより、むしろ王室戚族の驅使する所として、僧徒等はこの貢納請負の選手として選ばれたといつてもよい。その活動

を展開せしめた社會的・經濟的基礎は實に上記の如き經費の膨脹・過重な公課との惡循環にあつたのである。

註

(1) 文宗實錄卷四、即位年十月庚辰、本文引用についで「上曰、詳定已久、土產各異、若改詳定、必便於民、移文訪問、更加磨勘、其更議之、議政府更議、若以蜂蜜産於江原道、不定他道、而皆定於江原、則江原必不能當、龍宮・醴泉席子所産、皆定於此、則亦必不能當矣、凡物類此、不可以所産爲定、上曰、置局、更加詳定、爲便、當更與大臣議之、後大臣執不可、事遂寢」とあり、また卷八、元年七月壬寅條にも、「上曰、各道貢物、各以所産推移改定何如、僉曰以一時小見、輕改舊法、未便、從之」とある。

(2) 世祖實錄卷七、三年三月乙亥

(3) 貢案と横看について(下)(東洋學報四〇卷二號)一九八頁

(4) 世宗實錄卷一一一、二八年三月乙未、卷一一二、四月丙寅

司諫院右司諫下孝敬等上疏

(5) 世宗實錄卷一一三、二八年九月庚寅、端宗實錄卷二、即位年七月己酉。端宗實錄卷二、即位年八月丙子には、「初取蓋石於盧原里、輸獻陵、至是移於健元陵、役夫幾至八千人、會連雨水漲、未易過涉、人多殞命、諸邑吏以役夫缺少、繫獄者亦多」とある。以て民力の役使の如何に大きなものであつたかを知ることが出来る。

(6) 世宗三二年正月丁丑、奏請使工曹參議南佑良

閏正月 丙午 明使翰林院侍講倪謙・刑科給事中司馬恂詔勅を

李朝における僧徒の貢納請負 田川

奉じて出來す

壬子 謝恩使兼進賀使兵曹參判趙瑞安・刑曹參判安完

慶を遣す

二月(壬辰) 世宗薨す(丁酉) 文宗即位

二月 庚子 告訃請謚使知中樞院事李滄・中樞院副使奇虔を

派遣

四月 壬辰 謝恩使中樞院副使延慶・工曹參議朴以寧を派遣

五月 戊午 賀聖節使鄭發を派遣

庚申 謝恩使吏曹判書李監基・中樞院副使趙貫を派遣

八月 甲戌 明使太監尹鳳・奉御鄭善詔勅を奉じて出來

癸未 謝恩使工曹參判李師純・副使仁順府尹金偉之

遣す

丙戌 賀千秋節使同知敦寧府事安進を遣す

九月 庚寅 謝恩使左議政皇甫仁・副使中樞院使金孝誠

壬戌 進賀使日城尉鄭孝全・工曹參判朴好問を派遣

賀聖節使同知中樞院事金自雅を遣す

十月 丙子 種馬管押使金知中樞院事李純之を派す

壬辰 賀正朝使趙石岡・成勝を派遣す

尙この外進獻馬押馬官が五回に亘つて派遣されている。

文宗元年二月乙亥謝恩使判中樞院事韓確・同知中樞院事金銚を

派遣す

二月 戊子 管押使司諫院判官李裕徳を遼東に派す

五月 壬子 通事護軍崔倫を遼東に派し被虜明國人三十八人を送る

甲寅 賀聖節使慶昌府尹朴以昌を派遣す

八月 戊寅 賀千秋使中樞院副使趙由禮を遣す

十一月 丙子 賀正使中樞院副使李樺・副使吏曹參判李邊を派遣

十二月 奏聞使安完慶を派遣す（十二月及び正月は實録の記事脱落しているが、二年五月乙未歸國してゐる）

二年三月 戊午 明使東寧衛千戸金寶、勅を齎して來る

四月 癸未 奏聞使李蕃を派遣す

五月（丙午） 文宗薨す（庚戌）端宗即位

五月 癸丑 告訃請諡使知中樞院事金世敏・慶昌府尹柳守剛

甲寅 賀聖節使同知中樞院事成得識を派す

六月 丙子 進賀使知中樞院事李澄石・大司憲成奉祖を派す

八月 壬午 明使吏部郎中陳純・行人司司正李寬勅を奉じて來る

丙戌 謝恩使同知中樞院事崔淑孫を遣す

閏九月 丙子 明使尙膳監左監丞金宥・右監丞金興誥命詔勅を奉じて來る

十月 庚子 謝恩使首陽大君瑑・副使李思哲を遣す

戊申 賀正使同知中樞院事俞益明を派遣

十一月 甲申 賀千秋中樞院副使吳靖を遣す

(7) 文宗實錄卷三、即位年八月庚寅

(8) 同上卷四、即位年十一月壬寅條に「鳳・善貪慾無厭、國家贈遺甚稠重、然徵求不已、請置第宅、且求蒼赤土田、以營產業、冒認他人奴婢者頗多、其他物、不可勝計、至以聖旨求醢醢等物而還、云々」とあり、又金宥については、端宗實錄卷四、即位年十二月辛卯條に、「頭目張源等十一人賚進獻雜物二十九櫃・海青四連・私物五十櫃・三百六十筒先行」と見えてゐる。

(9) 方物數目については末松保和博士、麗末鮮初に於ける對明關係（京城帝國大學文學會編史學論叢第二）一八〇—一八一頁

(10) 政事撮要上卷進貢方物數目には、聖節・千秋冬至・謝恩・奏請各使行の方物數目を奉じてゐる。賀正が見えないのは、賀冬至使と兼ねた爲、冬至を擧げて賀正を略したのである。

(11) この間進獻方物數の莫大に上つたことはいうまでもなく、それは直接民生に影響した。特に進獻二十升闊細麻布・綿袖の如き、從來は仁壽府・仁順府・內資寺・內贖寺において織造したが、文宗即位年八月辛卯、命じて下三道各界首官をして試験織造し、ついで慶尙道觀察使に特諭してその成效を期せしめてゐる。（文宗實錄卷三、即位年九月辛卯・壬辰）時に國法による一品以下兩班子弟の用布升數は十一升であつた。（同上・九月兩寅）その織造の困難はもとよりで、官業を民戸に轉嫁したものとといふべきであらう。

(12) 和田清博士、東亞史研究（蒙古篇）兀良哈三衛に關する研究（下）二七四頁・二八一—三三一頁

(13) 文宗實錄卷五、元年正月甲辰・乙巳・丙午・丁未・戊申・壬子・戊午

一處二千人を動員したとすれば上掲四七外でも九萬四千人であらう。

(14) 例えは、文宗元年二月穩城邑城の修築には、軍民五千、鍾城

(15) 文宗實錄卷一、即位年三月乙巳、卷三、八月壬申

には四千を役し(卷六、元年六月戊寅)、四月義州邑城は前後九

(16) 貢案と横看について(東洋學報四〇卷一號) 四九―五一頁

千四百餘(卷七、四月癸丑・庚申、卷九、九月癸丑)、七月龍川

(17) 文宗實錄卷七、元年五月己未

は二千、朔州は一千を役している。(卷八、七月辛丑) かりに

六 都廳と僧徒の活動

次に注目されるのは、この王室貴顯の走狗として活躍した代納僧徒の背後に、同じく王權によつて設置された土木營繕機關の存在とその活躍である。即ち都廳と稱され、後には莫大な餞穀を出納し、兵士・工匠操縱の權を手中に收めて絶大な權力を振つたものである。

都廳の創始は世宗三十年七月、内佛堂の營建にあると思われる。内佛堂の建立については、前述の如く、政府・六曹・臺省・集賢殿を始め、成均館・四部學堂生徒に至るまで上下を擧げて反對した。然し乍ら世宗の内佛堂建立の決意は堅く、その言に「雖一千議政言之、吾意已定」また「予非受制於權臣之君也、凡事之可疑者、則謀於衆、無可疑者、則獨斷爲之」等とある如く、滿朝諸臣の強硬な抗爭を斥けて強行したものである。これは又、王室と官僚との對立抗爭の一面でもあつた。太宗以來既にその地位權勢を強化し、多數戚族に擁護されて、世宗王權は今やゆるぎなきものであつた。世宗は斷固群議を排して内佛堂建立を強行したが、それは實に自らの布置に出で、首陽・安平兩大君が、これを輔けたものであつた。そしてその工事は、寵臣議政府左贊參鄭萃・兵曹判書閔伸兩名に命じて董督せしめ、その腹臣李命敏・金雨敵等が、防牌等の侍衛軍を領してその役に當つたのである。この後も、鄭萃・閔伸以下李命敏等は王命を奉じて永膺大君・永寧大君等の邸宅の工

事を擔當したが、この相つぐ營繕工事により、彼等は自ら獨立した一機關としてその勢力を扶植するに至つた。

初起永寧之第、鄭萃・閔伸監督其役、至是乃成、宏敞壯麗、僭擬官禁、萃有幹能、善處事、伸勤謹、凡有興作、必使二人領之、臺諫屢言、萃以政府、不宜親監土木之役、萃不辭、手執杖、指授規畫、若工師、然以李命敏、爲從官、號都廳、役徒及木石出納、命敏實專制、繕工監、徒擁虛官耳⁴⁾。

由來、土木營繕は工曹の管轄下にあり、繕工監が擔當掌務するのが、國制として定められた所である。鄭萃・閔伸孰れも繕工監提調に任ぜられ、李命敏等または本監の職役に任じたけれども、その董督し掌務するものは繕工監が當つたのではない。全く本監とは別個に、一機關が組織され、むしろ相對立して存続した。いわば、世宗の專斷によつて設置された王室私設の土木機關とも云うべきものであつた。従つてその都廳なる名號も政府にはかり議定されたものではない。

都廳稱號、非國家名之也、工役之所、分爲左右、而居中董役處、自謂之都廳⁵⁾。等とある如く、その機關の自ら稱する私的なものであつた。

このように都廳は實に私的な臨時的なものとして生まれただけども、世宗三十二年津寬寺水陸社、文宗即位直後の大慈菴の造營等の如きも悉く、その工事は都廳の董督する所であつた。のみならず、爾の後の王陵の造營を始め、大土木工事は悉く都廳の專掌に委ねられた。

時津寬・大慈之役及碑石、命右贊成鄭萃及伸專掌、又令大君・都承旨參掌之、都承旨信任近臣、大君王室懿臣、提調閔伸掌軍卒、鄭萃執國政、欲其無有異議、易成事功也⁶⁾。

即ち都廳は王の近臣・服臣を以て組織運營され、大君・王室懿臣これを援け、政府の干與を許さざる機關として、王意のまゝにその事業を遂行したものである。匠人も、工曹・繕工監所屬のものを移屬せしめ、役夫は、防牌・攝六十の如き侍衛

軍士を使役した。閔伸が世宗三十一年繕工提調を以て兵曹判書に任ぜられ、爾後端宗即位年十月に至るまで長くその任にあつたのも、實に、兵曹摠軍の權を利し、都廳の軍兵使役に便せんが爲であつた。⁹その所要の資財錢穀の如き、李命敏實に之に出納に任じたのであるが、必要に應じて直に提調より直稟し、繕工監はもとより、各司物資も管轄に由ることなく、直ちに都廳に集積されたという。⁹文宗元年十月には、各司の久陳物資は皆これを都廳に移劃送附すべきことを命じているが、實にその需要を充たす特旨に出でたものであつた。¹⁰こうして都廳は相づく營繕・工事に益々その機能と勢力を強化し、それに反して繕工監はその機能を殆ど喪失し、工曹・兵曹またその體統を缺くに至つた。¹²文宗元年三月より都城の修築について興仁門（東大門）及び東小門修築の工事が開始され、十月丙寅には左議政皇甫仁がその監督を命ぜられた。時に鄭笨は三道都體察使として三南地方の城邑巡行の途にあり、一方司憲府は鄭笨・閔伸二相をして他政府堂上と區別し、長く繕工提調の任に留め、工役を董治せしむるの不當を論じた。¹³皇甫仁に對するこの任命は、實にこの攻撃を防ぎ、都廳の權を固むる意圖に出で、閔伸の啓請によるものであつたのである。幾くもなく翌年五月、文宗薨するに及び、端宗が即位した。時に王は十二才の幼冲であつた。このため、六曹の公事直啓を改めて皆な政府に報じて啓聞施行し、除授・科罪はすべて政府・六曹をして同議の上實施するに決し、自ら軍政の權は議政府に委ねられた。時に議政府には、領議政皇甫仁以下南智・金宗瑞・許翊・鄭笨・李穰が布列していたが、南智は病臥し、李穰は武人の故を以て、國事はすべて皇甫仁・金宗瑞に決し、許翊・鄭笨またこれに參與したという。¹⁴この文宗の諒闇中にも鄭寧尉宅建造の工事は強行され、更に山陵の造營に併せて、六月、昌德宮の重修が開始された。都廳また、これを擔當して繕工副正李命敏その工を督し、江原・忠清・黃海・京畿四道の船軍を使役した。都廳が文宗以來、營繕に營繕をかさねてその權力を強化し、その爲、工曹・兵曹の體統を紊すに至つたことは上述の通りである。この年十月一日、兵曹判書に任じた鄭麟趾はその專擅を惡み、禁軍を擅使するの不當を論じて、改正を圖

つたが、却つて閔伸・李命敏等の策動に阻まれて成功を見なかつた。即ち彼等は密啓して皇甫仁をして昌德宮重修に提調として掌務の下命を得ることに成功したこと、ついで十二月十一日、仁の黨與趙克寬を兵曹判書に代え、麟趾は判中樞院事に轉出せしむるに至つたためである。¹⁵⁾ こうして都廳の專擅は舊に仍つて保持するを得たが、これより一轉して議政府權臣の幕下に立つに至つた。

一方、好學博雅を以て聞えた安平大君瑤は、朝士間にも聲望あつく、その勢力は夙に兄首陽大君を凌ぐものがあつた。都廳を率いた閔伸・李命敏また安平大君に傾倒し、その別業武溪精舍・淡々亭の如き、孰れもその手になつたものであつた。安平大君は文宗朝、内侍府及び僧職を專掌し、政廳に干與することが多く、¹⁶⁾ 文宗薨去後は、直ちに積極的に皇甫仁・金宗瑞等權臣との接近交結をはかつたのであるが、都廳の活躍がその仲立ちとなり、兩者の接近を促進したことは否めない。¹⁷⁾ 安平大君不軌の密謀はもとより端宗即位の直後にあると思われるが、その權臣との交結と共に都廳を羽翼としたのは、専らその錢穀の納納・軍兵操縱の權を強化して利用せんとするためであつた。早くも文宗薨去後、¹⁸⁾ 政情の危殆を察知した首陽大君は、權擧・韓明澮等を腹臣として安平大君等の動靜をうかゞいつゝあつたが、その密計を¹⁹⁾ 探知するに及び、遂に元年十月十日、機先を制して一擧に皇甫仁・金宗瑞・閔伸・李命敏等を殺し、安平父子を捕えて靖難のクーデターを斷行した。

都廳は世宗・文宗の強權によつて、王室私設の營繕土木機關として勢力を張り、一轉して議政府權臣の幕下に立ち、更に安平大君等不軌密謀の具に利用されんとした。その存在は僅か六年の短期ではあつたけれども、當代の特異な政治社會の表象的存在であつたといえよう。それは世宗・文宗を中心とする王室の強權による佛事經營に結びついたものの發展でもある。繼續強行した土木工事は自ら國制を無視し、重大な軍兵統攝の權をも紊亂してはゞからなかつた。然らばその經費は如何にして支えられたのであろうか。各司久陳物資の移劃は既に述べたが、それは單にその經費維持の爲の些少の一手段にすぎな

い。上述の文宗即位前後より開始された津寛寺水陸社・大慈菴の工事の爲にその幹事僧覺頓・學悅等に貢納請負の権限を與えて活躍せしめたことこそは、實に都廳の財政維持の爲でもあつたのである。都廳の存續とその活動は、水陸社・大慈菴の完成後と雖も、彼等幹事僧を頂點とし、これに附托する僧徒・商賈等の活動を維持した政治的要因と云うことが出来よう。實に僧徒の貢納請負活動は都廳の機能の一環としてなされ、發展したものと見る事が出来るのである。

註

(1) 世宗實錄卷二二一、三十年七月壬寅

(2) 同上卷二二二、三十年十二月丁巳、卷二二七、三十二年二月庚辰。なお鄭某は晋州の人、鄭以吾の子である。太宗十六年文科に及第頗る吏事に長け、又宰相の器局あり能く大事を斷じて

世宗の信任を得たが、また王意に迎合するを以てその任とし、文宗元年以後には、黃海道都體察使及び忠清・全羅・慶尙道都體察使として地方邑城・山城の築造のことに任じた。端宗即位

年七月、文宗顯陵造營に際し山陵都監提調として都廳を率いてその役を指揮した時、申叔舟は彼を評して「自古誤國事者、必非孱劣無能人、皆由才智有餘者致之、土木之役、勞民傷財、怨讟滋甚、今鄭二相、聽其言、則豁然無碍滯、觀其處事、則務爲夸大、以廟堂大臣、好爲工師之事、他日必誤國事矣」(端宗實錄

卷二、即位年七月己酉)といつてゐる。閔仲は驪州の人、太宗王妃元敬王后の族親を以て榮達し、また王意を迎え、自ら佛徒として、王室の佛事には兩大君及び鄭某以下、承政院承旨李思哲・鄭而漢等と奔走する所尠くなかつた。端宗元年十月十日所謂靖難の政變に際し、安公大君・皇甫仁・金宗瑞の黨與とし

て、斬殺され、鄭某また翌年八月十五日絞殺せられた。

(3) 李命敏は大司憲李繩直の子、閔仲の子婦の父の故を以て、その推挽により繕工録事となり、金雨敏は鄭某の隣に家居し、その縁故を以て、共に世宗二十九年八月崇禮門の工事に従い、その信任を得るに至つたという。特に李命敏は内佛堂の建立以後世宗の知る所となり、營繕工役毎に累進し、戸曹佐郎より一年を経ずして、にわかに繕工副正に陞任した。彼も亦端宗元年十月十日靖難の變に、斬殺された。(世宗實錄卷二二七、三十二年閏正月乙丑。文宗實錄卷一三、二年五月庚子。端宗實錄卷二、即位年七月己酉、卷七、元年九月戊午)

(4) 世宗實錄卷一二六、三十一年十一月乙未

(5) 端宗實錄卷六、元年四月甲寅。太祖實錄卷一、元年七月丁未。經國大典史典、工曹・繕工監

(6) 端宗實錄卷六、元年五月戊辰

(7) 文宗實錄卷五、元年正月辛亥

(8) 文宗實錄卷九、元年八月辛卯、大司憲鄭昌孫啓、兵曹專摠軍務、日用之事甚煩、判書閔仲以司僕提調、又兼繕工、未得常仕本曹、務多廢弛、若伸於繕工司僕、不可無也、則遞兵曹、於兵

- 曹不可無也、則遞他務、使專其任、上曰、世宗朝、伸以兵曹、兼繕工提調、兵曹總軍、而繕工役軍、出一人之手、而辦事、則事無遲緩、庶合便宜、此深意也、然更商量
- (9) 端宗實錄卷七、元年九月戊午
- (10) 文宗實錄卷一〇、元年十月戊辰
- (11) 端宗實錄卷六、元年五月丁巳、(持平柳)誠源更啓曰、都廳雖非國家之所稱號、然軍人糧料鹽醬、皆聚之、而專掌出納、仍給印信、常置不罷、故任事者、爭欲生事、以爲某處當修補、某處當新作、雖不緊之處、皆欲興作、以固其任、工役何時而息乎、
- (12) 同上卷一一、二年二月辛巳、「工曹判書鄭麟趾啓曰、繕工監諸色匠人、皆屬於都廳、故本監頗有闕事、請罷之、」とあり、又端宗實錄卷二、即位年閏九月壬戌條に「囚判繕工監事李伯常于義禁府、前此令繕工監修葺藏義洞景禧殿、以爲宮人疾病家、至是宮女一人得病、欲出則不修矣、承政院請鞠之、時如李命敏・金雨敬者、掌役徒、號爲都廳、凡有興作、皆主之、繕工監不得措手」とある。更に卷二、元年五月丁巳、大司憲奇度等の上疏には「其監役之所、號曰都廳、凡軍卒之數、木石之工、悉皆專摠、夫軍卒兵曹所管、而兵曹不能專、工匠工曹所掌、而工曹罔敢知、徒擁虛官而已云々」とある。
- (13) 文宗實錄卷九、元年八月辛卯
- (14) 端宗實錄卷一、即位年五月庚戌
- (15) 同上卷四、即位年十二月己亥
- (16) 同上卷二、同年七月甲午
- (17) 同上七年甲寅・八月癸亥・戊子、卷三、同年九月己亥・戊申・閏七月乙丑・丁卯、卷五、元年三月戊寅。また卷四、同年十二月己亥には、「時、仁・宗瑞擅權、令分繕工監官專掌營繕、號爲都廳、本・閔伸爲提調使、其黨直長李命敏掌之、……三軍防牌・播六十及凡百工匠、隨意使喚、操縱之權、專在掌握、嘗營內佛堂及諸王子之第、仁・笨亦因之私構大家、宗瑞構別室、其材瓦鐵石、皆取於命敏、命敏不數年、陞爲副正」と見えてゐる。
- (18) 同上卷六、元年九月戊寅、皇甫仁家僮、有與權擊奴桂壽同業革工者、語桂壽曰汝知國事否、桂壽諭之曰吾何知乎、曰吾主領與金政丞等諸宰相會議、將廢主上、立安平爲君、以來十月十二日・二十二日、刻期、又曰安平問吾主云、何術可多得軍卒、吾主云、以移御昌德宮日暹、修理事緩、啓召外方軍人數千、使李命敏並領之、又密徵黃海・忠清兩道水邊一二州郡軍士、舟載來泊麻浦、大君乘晚領入、與命敏合勢、可得志矣、又曰尹處恭・趙藩、密輸軍器兵仗于安平家、又約舉事之日、專供兵器矣、擊告世祖曰、姦黨之謀、已悉知之、事已迫矣、云々とある。即ち都廳はその軍兵統率の權を利用され、安平・金宗瑞等の密計の主體的役割を擔つたものであつた。閔伸・李命敏が、クーデターに際し、同じく血祭りに擧げられたのもこの爲であり、地方に他出中であつた鄭某も相ついで處刑されたのである。

七 む す び

以上を要するに、世宗晩年より展開された佛教の目醒しい興隆、僧徒の社會的進出は、決して社會的・思想的背景を基礎としたものではなく、實に強力な王權の專制的主導によつた。僧徒の貢物請負の華々しい經濟活動も、全くこれによつたものである。従前その請負貢納は、世宗五年以降、工商庶民に解放されたのに乘じて貢納所管官衙所屬の僧徒が、その官僚的權力のもとに主導權をとつて來た。貴族官僚はもとより、佛事の爲に活躍する緣化幹事僧の行爲も、亦堅く禁制されて來た所である。にも拘らず、津寬寺水陸社幹事僧覺頓等の代納は、世宗の專斷によつてこのような國制を無視して、行われたからである。

この状態は、世宗のあとを襲つた文宗朝の僅か二年間に一段の進展を示した。王を圍繞する首陽・安平兩大君を始め宗室懿親その他の近臣は、強力な王權に便乗する佛教界の擁護者として權勢を壟斷した。僧徒の經濟活動は、またこれ等上層貴族のそれを代行したものとすらいふことが出来るのである。こうして彼等の活動は益々積極性を加え、上層社會の政治勢力のもとに貢納請負の主導權を握つたものと見られる。

更に目を轉じて見れば、その經濟活動を支えたものとして、このような政治的背景の他に當時の特異な經費膨脹より來る社會經濟的要因がある。短期間における國王の交替・大陸の擾亂・明國との頻々たる使臣の往來、防備體制の整備等内外政情は頗る多事を極めた。これに對處する爲の強行措置は、國力を無視してその財政に多大の壓力を加えたが、これは、本質的に潜在する貢納收奪體制の矛盾と相俟つて、直ちに庶民の過重負擔となり、相互に惡循環となつて貢納請負を助成するも

のとなつた。

然し乍らこれにもまして、直接的に彼等僧徒の代納活動を進展せしめたものに都廳の存在を見逃してはならない。否むしろ、都廳の機能の一翼として僧徒の請負活動が認められたとすらいい得るであろう。即ち都廳は、内佛堂なる王室寺院建立の爲に設置され、時間的には僧徒の活動開始に先行するけれども、津寛寺水陸社・大慈菴兩寺の重修にはその工事を董督しその經費運営の爲に兩寺幹事僧の貢納請負が認められているからである。都廳は佛寺建立にのみ従つたのでないことはいうまでもなく、兩寺重修の間にも、又その完成後にも、相ついで他の多くの土木事業を繼續して、次第に政治的權力を固めて行つた。その財力は、一部は王室・政府より支給移劃されたことも事實であるが、その大部分は僧徒の貢納請負に依存したものであろう。文獻的に直接これを證明する資料は發見することは出来なかつたけれども、津寛寺水陸社・大慈菴等の造營以來の都廳と僧徒の關係は、必ずしもその完成によつて中絶されたとは思われない。都廳の擁護者であつた首陽・安平兩大君はもとより、都廳の中心人物である鄭朶・閔伸・李命敏等は孰れも著名な佛徒であり、代納については僧徒を指使し、或は結托して來たものであるからである。

都廳は遂に安平大君始め、皇甫仁・金宗瑞等權臣の幕下に立ち陰慘な政争の具に利用されて、首陽大君の爲に壊滅された。一方、貢納請負は、民生に對する壓迫の甚しき爲に、これが禁止論も政府部内に唱えられた。然し首陽大君は逆に代納の推進を支持し、同時に三寶の篤い擁護者であつたから、僧徒の經濟活動は、政争に捲き込まれることもなく、存続した。

(國立國會圖書館支部東洋文庫司書)